

## 国内経済要録

### ◇新中期国債の入札結果について

日本銀行は6月8日、大蔵大臣の募入決定をうけ、公募入札方式による第1回3年もの中期利付国債の入札結果を概要次のとおり各応募者に対し通知した。

1. 応募総額	5,999億円
2. 募入決定総額	2,978億円
3. 募入決定利回り	年 5.28%
4. 発行条件	
表面利率	年 5.2%
発行価格	額面 100 円につき 99円79銭

### ◇オンライン処理による金融機関相互間の業務提携についての大蔵省通達

大蔵省は、オンライン処理による金融機関相互間の業務提携に関する新指導基準を定め、各地財務局および各金融団体あて、概要次のとおり通知した(6月16日)。

#### 1. オンライン処理による業務提携の承認

オンライン処理による業務提携は、それが利用者の利便、金融機関の経営、金融秩序におよぼす影響等にかえりみ、国民経済的見地に立って慎重な判断を要するものと考えられる。従って、本業務提携を行う場合には、銀行局長または財務局長の事前承認を要する。

#### 2. 承認の基準

承認の基準は次のとおりとする。

- (1) 利用者の利便が図られるものであること。
- (2) 提携金融機関の経営の効率化、その他金融の効率化に資すること。
- (3) 金融機関相互間の適正な競争関係を阻害する等、金融秩序を乱すおそれがないこと。
- (4) 本業務提携を的確に遂行する見込みが確実であること。

#### 3. 対象金融機関

当面、地方銀行、相互銀行、および信用金庫の同種および異種の金融機関相互間に限り行うことができるものとする。

#### 4. 業務提携の内容

- (1) オンライン処理による業務提携の取引対象は、当面個人に限る。
- (2) 提携先金融機関のための新規契約および既契約分の解約にかかる事務は行わない。

### ◇郵便貯金の預金者に対する貸付限度額の引上げについて

郵便貯金の預金者に対する貸付に関する「郵便貯金法の一部を改正する法律」は、6月7日に成立し、6月13日公布、施行された。これに伴い、一預金者に対する貸付限度額は、従来の30万円から50万円に引上げられた。

### ◇住宅ローンの元金繰上げ返済制度について

都市銀行等では住宅ローンの元金繰上げ返済を制度化することとした(6月21日発表)。その概要次のとおり。

#### 1. 繰上げ返済額

毎月均等返済の場合は、1か月の返済額(元金相当分)を最低単位とし、その整数倍。ボーナス併用返済の場合は、ボーナス月を含む6か月の返済額(元金相当分)を最低単位とし、その整数倍。

#### 2. 返済期間短縮

繰上げ返済月数だけ、全体の返済期間を短縮。ただし、返済期間を短縮せず、月々の返済額を減額することもできる。

#### 3. 手数料

原則として1件につき3千円

#### 4. 取扱い開始日

7月1日以降

### ◇「石油開発公団法および石炭および石油対策特別会計法の一部を改正する法律」

石油開発公団の名称を石油公団と改めるとともに、同公団の目的に、石油備蓄の増強を図ることを追加した「石油開発公団法および石炭および石油対策特別会計法の一部を改正する法律」は、6月16日に成立し、6月27日に公布、施行された。このうち、石油開発公団法関係の主な改正点は次のとおり。

1. 「石油開発公団法」の題名を「石油公団法」に改め

るとともに、「石油開発公団」の名称を「石油公団」に改める。

2. 公団の目的に、石油備蓄およびこれに必要な資金の供給を行うことにより、石油備蓄の増強を推進することを追加する。

3. 公団の業務として次の業務を追加する。

(1) 石油備蓄を行うこと。

(2) 石油備蓄の増強に必要な資金(石油購入に必要な資金)の貸付を行うこと。

(3) 石油備蓄の増強に必要な施設に必要な資金の出資および貸付を行うこと。

4. 公団は、通商産業大臣の認可をうけて、公団が行う石油備蓄業務と密接に関連する事業であって政令で定めるものに、必要な資金の出資または貸付を行うことができることとする。

5. 公団は、通商産業大臣の認可をうけて、金融機関に対し、石油備蓄増強に必要な資金の貸付業務の一部を委託することができることとする。